

【裁定委員会】2021年5月19日付け決定

- 1 懲罰対象者
都道府県協会役員兼 U12 カテゴリーの監督（男性）
- 2 懲罰の内容
本協会の登録資格を9か月間停止する
（バスケットボールに関する一切の活動について、9か月間停止する）
- 3 懲罰の起算日
2021年5月19日（理事会決定の日）
- 4 懲罰の理由
本協会倫理規程第3条第1項(3)「暴力、暴言、ハラスメント、差別、ドーピングおよび八百長等の不適切な行為ならびにスポーツのインテグリティまたはフェアプレーを著しく害する行為」及び同項(8)「バスケットボールに関し、直接または間接を問わず、品位を失うべき非行」に該当
- 5 事案の概要
 - ① 元所属チーム児童複数人を炎天下のグラウンドで走らせた行為
 - ② 元所属チーム児童に対する暴言に類する不適切な行為
 - ③ 元所属チーム責任者としての保護者・児童に対する不誠実な対応